

2023 年人事委員会勧告に関する地公労声明

県人事委員会は本日、月例給および一時金 0.10 月を引き上げる勧告を行った。

人事委員会勧告制度は、労働基本権が制約されている我々の賃金労働条件の適正な処遇を確保するためのものである。地公労は、県人事委員会に対し「県職員の生活を維持改善」する勧告を求め、9 月以降、人事委員会と三度にわたり交渉を行い、地公労の問題認識を投げかけてきた。

本日示された県内の公民較差は 2,780 円で国より下回る状況であり、賃金改定を国給料表と同様に行い、初任給を大卒 10,700 円、高卒 12,000 円引き上げ、全年齢層で賃金改善をしたことは評価できる。しかし、物価高を踏まえた実質賃金の上昇には届いておらず、十分な引き上げとは言えない。また、昨年の勧告から強く指摘してきたにもかかわらず、公民較差の使い残し分については、23 円残しており、較差の解消には至っていない。

さらに、当局の財政失策により、一時金 3~5% 4 年間、月例給 1.5~2.5% 4 年間の臨時的賃金削減を受けている。人員が削減され、時間外勤務が増加する中でも、この間新型コロナウイルス感染防止対策や多発する大規模災害の中で懸命に職務に当たってきたことや、物価高騰の影響を受けている職員に対し、臨時的賃金削減の早期廃止や勧告制度によらない賃金削減は認められないことに触れるよう要請してきたが、今回の勧告でも全く触れられなかった。2020 年 4 月から財政悪化を理由とした臨時的賃金削減を受けている額での比較では、月例給で 11,484 円民間が高く、この比較に基づいた勧告とならなかったことは極めて遺憾だ。

一時金については、0.10 月引き上げたことは評価できるが、期末手当を含めて引き上げた国と異なり、勤勉手当のみに配分したことは、育児・介護で勤勉手当が支給されない職員への配慮につながらず不満の残るものである。

また、県人事委員会は、職員の勤務時間に関する報告において、時間外の勤務時間を調査し、職員・教職員あわせて過労死基準を超える時間外勤務 1 月 100 時間以上が 323 人、年間 720 時間以上が 393 人いることを明らかにした。時間外勤務 720 時間超えの教職員が 1 割を超えたことは危惧しなければならず、大きな課題である。職員一人ひとりが業務改善や効率性を意識し、所属全体で時間外勤務縮減に向けて取り組むことが必要としているが、人員不足により職員が限界を超えて時間外労働を行っていることをしっかりと受け止めとめるべきであり、任命権者の責任による人員増の対応が触れられなかったことは看過できない。人事委員会として職権を有する職員の労働基準監督機関として、長時間労働の是正に向け、調査・指導を行っていくとしており、労働基準監督機関としての責務を放棄することなく、労働基本権制約のもとで職員の利益を保護するという人事委員会の使命に基づく関与を今後も強く求める必要がある。

本日の勧告・報告は、月例給について、初任給の改善に加え全年齢層の改定と一時金引き上げ改定が示された。しかし、地公労が要求してきた物価高の影響等に応じた賃金引き上げや過労死基準を超える長時間労働縮減のための人員増の課題については不十分な内容である。今後は、勧告内容や職員の生活実態を踏まえて任命権者に要求書を提出する。賃金要求の前進はもとより、長時間・過密労働にあえぐ組合員の労働条件改善を勝ち取るべく、全組合員の結集により取り組みを進める。

2023 年 10 月 18 日新潟県地方公務員労働組合共闘会議(略称「地公労」)